

受付番号： 2020-1-899

**課題名：**

神経内分泌腫瘍患者における腫瘍細胞-免疫相互作用に注目した腫瘍組織微小環境の研究

**1. 研究の対象**

2001年1月～2018年12月の期間において、東北大学病院および共同研究機関で肝臓、胆嚢、膵臓、消化管、肺の手術を受け(外科的、内視鏡的切除を含む)、神経内分泌系への分化を示す腫瘍と診断された方。

**2. 研究期間**

2019年2月～2023年3月

**3. 研究目的**

腫瘍細胞が神経内分泌系への分化を伴うことで、腫瘍微小環境がどのように変化するか検討する。

**4. 研究方法**

神経内分泌腫瘍とその他の腫瘍の混在症例、もしくは部分的に神経内分泌系への分化を伴う腫瘍症例においてCD3, CD4, CD8, Treg, PD-L1, PD-1, vasohibin, CD31、およびmTOR関連因子等に関して免疫組織化学的検討を行い、神経内分泌系への分化を伴うことで腫瘍微小環境がどのように変化するか検討する。その際、腫瘍細胞、浸潤する炎症細胞、間質細胞における発現を比較検討する。

**5. 研究に用いる試料・情報の種類**

試料: 東北大学病院および共同研究機関において切除術が行なわれた症例の病理組織検体。

情報: 年齢、性別、発生部位、組織型、病理学的 T 因子、病理学的 N 因子、臨床的 M 因子、転帰等

**6. 外部への試料・情報の提供**

該当なし

## 7. 研究組織

東北大学病院

共同研究機関

東北労災病院

仙台厚生病院

宮城県立がんセンター

宮城県南中核病院

石巻赤十字病院

仙台医療センター

大崎市民病院

仙台オープン病院

東北医科薬科大学病院

気仙沼市立病院

仙台市立病院

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

研究責任者: 笹野公伸

東北大学大学院医学系研究科病理診断学分野

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7440 FAX 022-273-5976

E-mail [hsasano@patholo2.med.tohoku.ac.jp](mailto:hsasano@patholo2.med.tohoku.ac.jp)

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合